

処方せんのコピーは「ダメ！ゼッタイ！！」

近年、処方せんを偽造・変造して向精神薬等の医薬品を不正に入手する事件が続発し、問題となっています。処方せんを偽造・変造(※)することは違法行為です。

たとえ、自分が医療機関から発行してもらった処方せんであっても、これに手を加えたり、コピーしたりすることは違法行為であり、処罰の対象になります。

(※)偽造・変造とは？

- 処方量、処方日数、処方せん交付日等を改ざんすること
- 処方せんに書かれていない薬を書き加えること
- パソコンを用いて処方せんを作成すること
- カラーコピー機を用いて正規の処方せんを複写すること

処方せんのうち、麻薬処方せん、向精神薬処方せんを偽造した場合 は以下の罰則があります！

《 罰 則 》

麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者

麻薬及び向精神薬取締法第70条第14号の規定により、「1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金、又はこれを併科」

向精神薬処方せんを偽造し、又は変造した者

麻薬及び向精神薬取締法第72条第4号の規定により、「20万円以下の罰金」

※このほか、有印私文書偽造等（刑法第159条第1項）の罪（3月以上5年以下の懲役）に問われる場合があります。